

(令和6年第1回定例会9月会議)

参考資料（議案関係）

議案参考資料

(令和6年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

総務課 管理係

1. 議案名

議案第65号 かつらぎ町教育委員会教育長の任命について

2. 背景・経過

令和3年9月11日任命された池田八主雄教育長が、令和6年9月10日任期満了となります。

3. 趣旨・目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定による教育委員会の教育長の池田八主雄氏の任期が本年9月10日に満了することにより、新たに教育長を任命するため同法第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期：令和6年9月11日～令和9年9月10日（3年間）

4. 概要

①組織

- ・教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。

②教育長となりうる者の資格要件

- ・教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者（満25歳以上の者）で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもの

③教育長となることができない者

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられた者

(令和6年第1回定例会9月会議)

【議案第65号 参考資料】

かつらぎ町教育委員会教育長候補者略歴

(教育長となりうる者の資格要件)

当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者。

氏 名 まえ 前 だ 田 よし 文 ひさ 久

生年月日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

略 歴

個人情報保護のため以下空白となります。

議案参考資料

(令和6年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

総務課 管理係

1. 議案名

議案第66号 かつらぎ町教育委員会委員の任命について

2. 背景・経過

令和4年12月20日に任命された前田文久委員が、令和6年9月10日付けで辞任となるため、新たに任命するものです。

3. 趣旨・目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定による教育委員会の委員のうち、前田文久委員が本年9月10日付けで辞任することにより、新たに委員を任命するため同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期：令和6年9月11日～令和8年12月19日（前任者の残任期間）

4. 概要

①組織

・教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。

②委員となりうる者の資格要件

・委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者（満25歳以上の者）で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者

③委員となることができない者

・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられた者

④委員の構成

・委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮すること。

・委員のうち保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者が含まれること。

【議案第 66 号 参考資料】

(教育委員となりうる者の資格要件)

氏 名 喜 多 秀 行

住所

職業

略 歷

個人情報保護のため以下空白となります。

議案参考資料

(令和6年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

総務課 管理係

1. 議案名

議案第67号 かつらぎ町教育委員会委員の任命について

2. 背景・経過

令和2年9月28日任命された内田憲二委員が、令和6年9月27日任期満了となります。

3. 趣旨・目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定による教育委員会の委員のうち、内田憲二委員の任期が本年9月27日に満了するので、同委員を再任するため同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期：令和6年9月28日～令和10年9月27日（4年間）

4. 概要

①組織

- ・教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。

②委員となりうる者の資格要件

- ・委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者（満25歳以上の者）で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者

③委員となることができない者

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられた者

④委員の構成

- ・委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること。
- ・委員のうち保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。）である者が含まれること。

(令和6年第1回定例会9月会議)

【議案第67号 参考資料】

かつらぎ町教育委員会委員候補者略歴

(教育委員となりうる者の資格要件)

当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの。

氏 名 うち た けん じ
 内 田 憲 二

生年月日 個人情報保護のため以下空白となります。

住 所

職 業

略 歴

議案参考資料

(令和6年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

教育総務課 総務係

1. 議案名

議案第68号 かつらぎ町公立学校図書館基金条例制定について

2. 背景・経過

小学校及び中学校の図書館施設等の整備及び機能の充実を図るため、個人からの寄附金を適正に管理し、当該事業の財源に充てるため、かつらぎ町公立学校図書館基金を設置しようとするものです。

3. 趣旨・目的

小学校及び中学校の図書館施設等の整備及び機能の充実を図り、児童生徒の読書振興に資するため実施する様々な施策を複数年に渡って実施できるよう、その財源に充てる基金の設置及びその管理について必要な事項を定めるため制定するものです。

4. 概要

かつらぎ町公立学校図書館基金条例の制定

- 1 積立
- 2 管理
- 3 運用

(施行日：公布の日)

議案参考資料

(令和6年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

健康推進課 保険年金係

1. 議案名

議案第69号 かつらぎ町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(マイナンバー法等の一部改正法/令和5年法律第48号)により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法を含む関係法令等が改正されました。

3. 趣旨・目的

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

4. 概要

マイナンバー法等の一部改正法により国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削除されたことに伴い、かつらぎ町国民健康保険条例で定めている同規定を削除するものです。

(施行期日：令和6年12月2日)

(令和6年第1回定例会9月会議)

【議案第69号 参考資料】

かつらぎ町国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町国民健康保険条例 (昭和34年かつらぎ町条例第2号) (省 略) 第8章 罰則 第13条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。 (省 略)	○かつらぎ町国民健康保険条例 (昭和34年かつらぎ町条例第2号) (省 略) 第8章 罰則 第13条 この町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。 (省 略)

議案参考資料

(令和6年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

上下水道課 総務係

1. 議案名

議案第70号 かつらぎ町水道の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

水道法の一部改正に伴い、水道法施行規則の「厚生労働大臣」が「国土交通大臣及び環境大臣」に改正されました。

併せて、「多様な人材の活用」、「効率化と質の向上」、「技術の進歩への対応」の観点から布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正が行われました。

3. 趣旨・目的

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

4. 概要

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の改正を行います。

- ①「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改正します。
- ②布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の緩和を行います。

(施行期日：①公布の日、②令和7年4月1日)

(令和6年第1回定例会9月会議)

【議案第70号 参考資料】

かつらぎ町水道の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町水道の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例(平成24年かつらぎ町条例第36号) (省 略) (布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による	○かつらぎ町水道の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例(平成24年かつらぎ町条例第36号) (省 略) (布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学科若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修

かつらぎ町水道の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事等を定める条例- 1 -

改正後	改正前
専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、次号において同じ。)、<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「<u>高等学校等</u>」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (7) <u>5年以上水道の工事に關する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8) 第1号又は第2号の卒業者であつて、<u>学校教育法に基づき大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (9) 外国の学校において、<u>第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	了した後)、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) <u>10年以上水道の工事に關する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、<u>学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (7) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低</u>

改正後	改正前
(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、<u>6月以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、<u>1年6月以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学	経験年数以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、<u>1年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> 2 簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、<u>前項第1号及び第6号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u> (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者の資格を有する者

かつらぎ町水道の布設工事等を定める条例- 3 -

改正後	改正前
校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、<u>同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程（<u>以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業生については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業生（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業生については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は	(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目（<u>以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定す

改 正 後	改 正 前
前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u> (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>	る<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) <u>厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u> 2 <u>簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>

(省 略)

(省 略)

議案参考資料

(令和6年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

上下水道課 総務係

1. 議案名

議案第71号 かつらぎ町下水道条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

検査技術の向上によって下水道法施行令の水質基準の指標が一部改正されました。

3. 趣旨・目的

下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたい。

4. 概要

下水道法施行令の一部改正に伴い、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めます。

(施行期日：令和7年4月1日)

(令和6年第1回定例会9月会議)

【議案第71号 参考資料】

かつらぎ町下水道条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町下水道条例(平成12年かつらぎ町条例第27号) (省) (略) (除害施設の設置等) 第12条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ。 (1)～(9) (略) (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。) 当該排水基準に係る数値 2 (略) (省) (略)	○かつらぎ町下水道条例(平成12年かつらぎ町条例第27号) (省) (略) (除害施設の設置等) 第12条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ。 (1)～(9) (略) (10) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値 2 (略) (省) (略)

かつらぎ町下水道条例

議案参考資料

(令和6年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

上下水道課 総務係

1. 議案名

議案第72号 かつらぎ町下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例制定について

2. 背景・経過

国が定める「標準下水道条例」において、排水設備指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させる規制が緩和されたことをうけ、本町でも専属させる規制の見直しを行うものです。

3. 趣旨・目的

排水設備指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させる規制を緩和するため、所要の改正をいたしたい。

4. 概要

排水設備指定工事店の指定要件である責任技術者について、選任できるように改めます。

(施行期日：令和7年4月1日)

(令和6年第1回定例会9月会議)

【議案第72号 参考資料】

かつらぎ町下水道排水設備指定工事店条例新旧対照表

改正後	改正前
○かつらぎ町下水道排水設備指定工事店条例 (平成16年かつらぎ町条例第27号) (省 略) (指定工事店の指定) 第2条 下水道条例第6条で規定する排水設備工事を施工することができ、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)は、これを指定工事店として指定するものとする。 (1) 下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を営業所ごとに選任していること。 (2)～(4) (略) 2 (略) (指定の申請) 第3条 指定工事店としての指定を受けようとする者又は指定の有効期間満了後も引き続き指定を受けようとする者は、上下水道事業管理規程で定める申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。 (1)～(3) (略)	○かつらぎ町下水道排水設備指定工事店条例 (平成16年かつらぎ町条例第27号) (省 略) (指定工事店の指定) 第2条 下水道条例第6条で規定する排水設備工事を施工することができ、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)は、これを指定工事店として指定するものとする。 (1) 下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)が1人以上専属していること。 (2)～(4) (略) 2 (略) (指定の申請) 第3条 指定工事店としての指定を受けようとする者又は指定の有効期間満了後も引き続き指定を受けようとする者は、上下水道事業管理規程で定める申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。 (1)～(3) (略)

改正後	改正前
(4) <u>選任することとなる責任技術者名簿及び雇用関係を証する書類</u> (省 略) (責任技術者) 第13条 指定工事は、営業所ごとに次項各号に掲げる職務をさせるため、第10条第2項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。 2 (略) (省 略)	(4) <u>専属責任技術者名簿及び雇用関係を証する書類</u> (省 略) (責任技術者) 第13条 指定工事は、営業所に次項各号に掲げる職務をさせるため、第10条第2項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。 2 (略) (省 略)

議案参考資料

(令和6年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

企画公室 建築契約係

1. 議案名

議案第73号 工事請負契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条において、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格50,000,000円以上の工事又は製造の請負とされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみに委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

文化財拠点施設本館（歴史民俗資料館）改修建築工事の契約締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

かつらぎ町建設工事分離発注要領に基づき、町内中小事業者の受注機会が確保されるように、分離発注方式を採用するものとし、建築工事、機械設備工事、電気設備工事の3つの専門工事に分けて入札を行いました。

建築工事につきましては、設計金額が5,000万円以上1億円未満の建築工事となりますので、かつらぎ町建設工事及び委託業務請負業者選定規程並びにかつらぎ町建設工事制限付一般競争入札実施要綱に基づき、町内業者を対象とした制限付一般競争入札を行いました。

3社応札があり、入札金額74,206,000円（税込額）で落札者を決定しました。

契約金額 74,206,000円（税込額）

令和6年9月 議会議決、工事着工
令和7年3月 工事完了予定

制限付一般競争入札 業者名

1. 工事年度 令和6年度
2. 事業名 文化財拠点施設整備事業
3. 工事名 文化財拠点施設本館（歴史民俗資料館）改修建築工事
4. 工事場所 伊都郡かつらぎ町大字 下天野 地内
5. 予定価格 76,507,200円（税込額）
6. 最低制限価格 70,385,700円（税込額）
7. 契約金額 74,206,000円（税込額）

業 者 名	代表者	住 所	入札金額 (税込額)
㈱平岡広建設	平岡 昌高	かつらぎ町大字星山49番地	74,206,000円
西組	西 好幸	かつらぎ町大字教良寺591番地	75,812,000円
㈱共栄産業	森下 満有子	かつらぎ町大字兄井118番地の2	75,020,000円

文化財拠点施設本館（歴史民俗資料館）改修建築工事 概要

事業年度	令和6年度
事業名	文化財拠点施設整備事業
工事名	文化財拠点施設本館（歴史民俗資料館）改修建築工事
工事場所	かつらぎ町大字 下天野 地内
工期	令和6年9月（議会議決後）～令和7年3月21日（約6か月間）

●建物概要

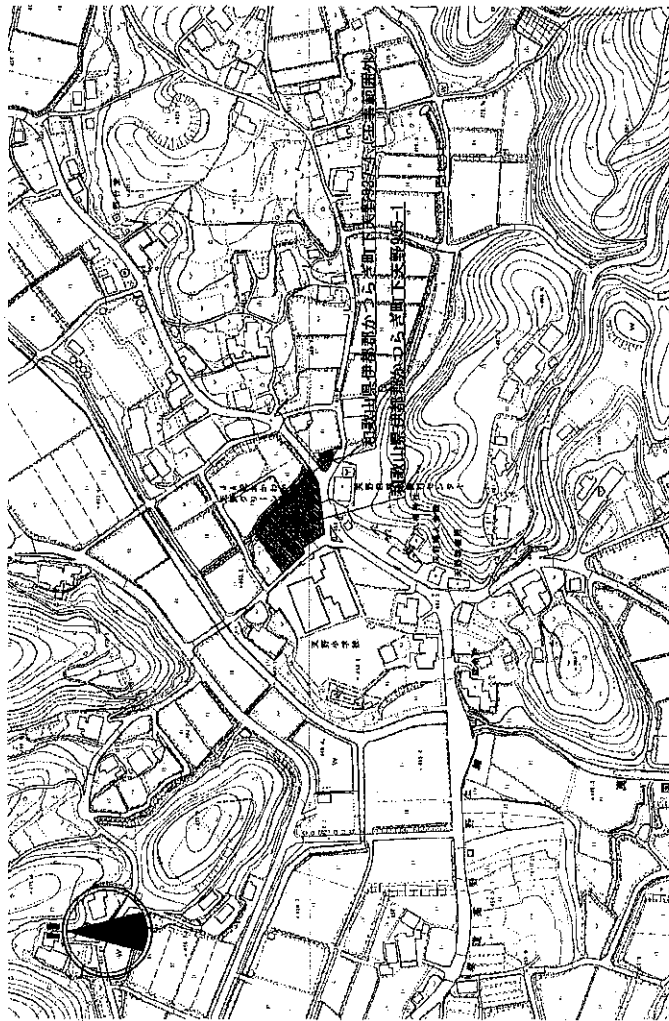
用途	事務所・博物館
工事種別	改修
構造	鉄骨造 地上3階建て
屋根	鋼板 横段葺き
外壁	サイディング張り 一部角波カラー鉄板張り
敷地面積	430.91㎡
建築面積	210.52㎡
延べ床面積	357.29㎡ (1階168.36㎡、2階111.98㎡、3階76.95㎡)

●工事内容

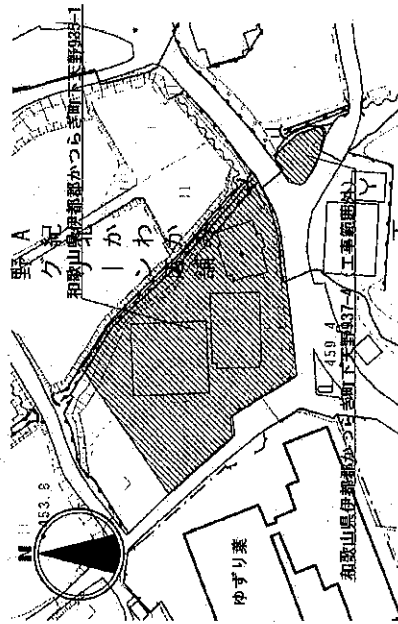
防水工事	アスファルト防水、シーリング打ち替え 他
金属工事	軽量鉄骨間仕切、天井下地の新設 他
金属等建具工事	アルミ製、スチール製、木製建具の設置 他
塗装工事	屋根等の塗装 他
内外装工事	内部のボード、クロス張り、外部のサイディングの張替え 他
ユニット及びその他工事	収蔵棚、可動間仕切りの設置 他
解体撤去工事	施設の改修に伴う内外装材等の解体撤去 他

●別添 参考図面

附近見取図
 敷地配置図
 (改修後) 平面図・屋根伏図
 立面図
 (既設) 平面図・屋根伏図
 立面図(1)
 立面図(2)

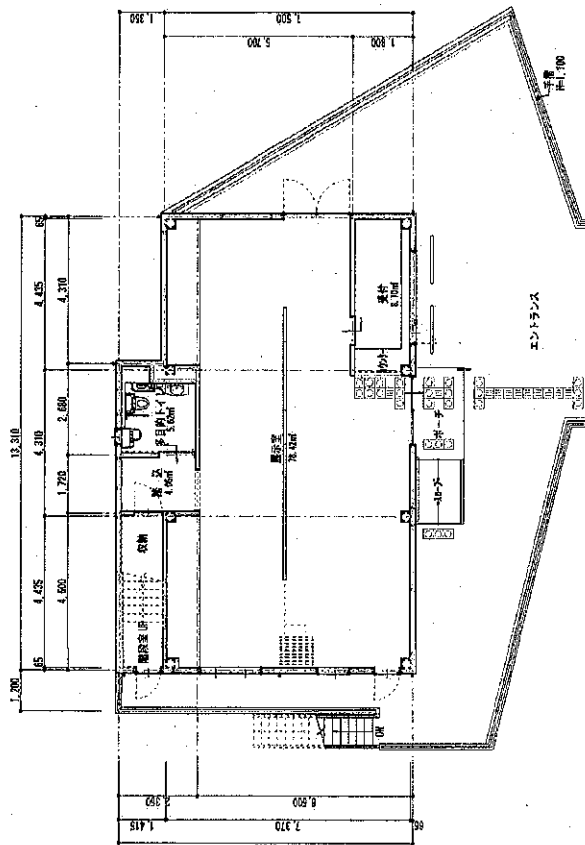
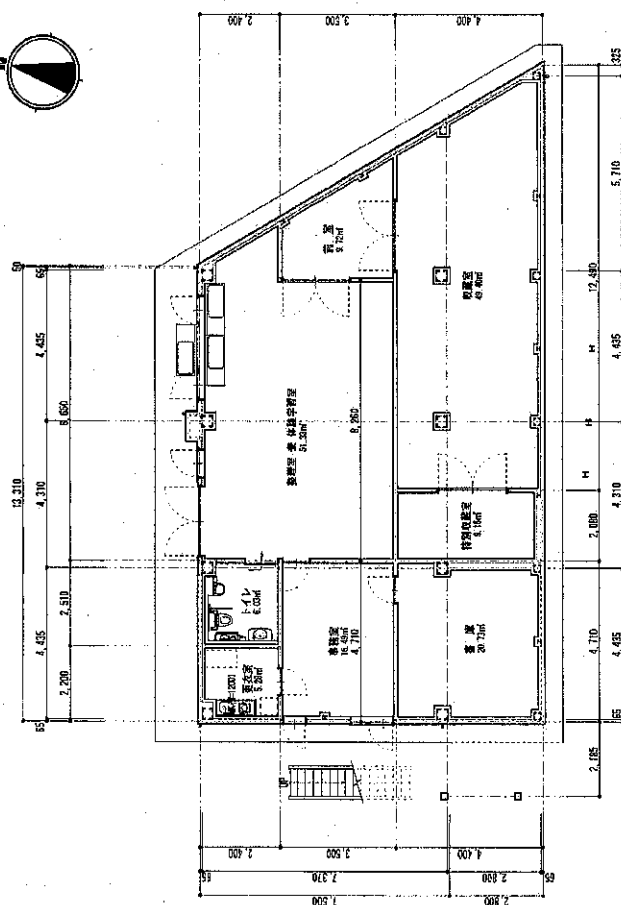
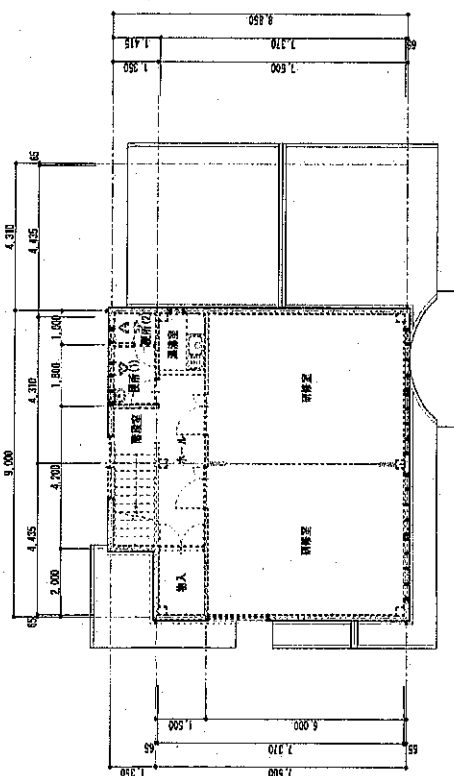
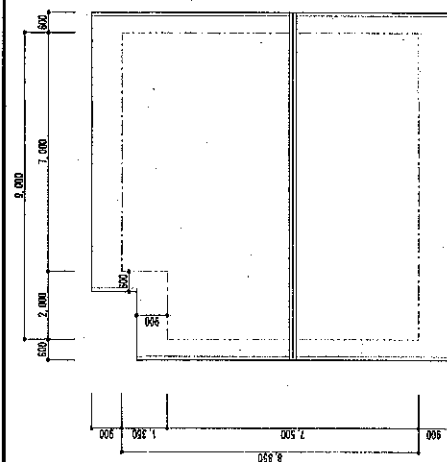


附近見取図 S=1/2500

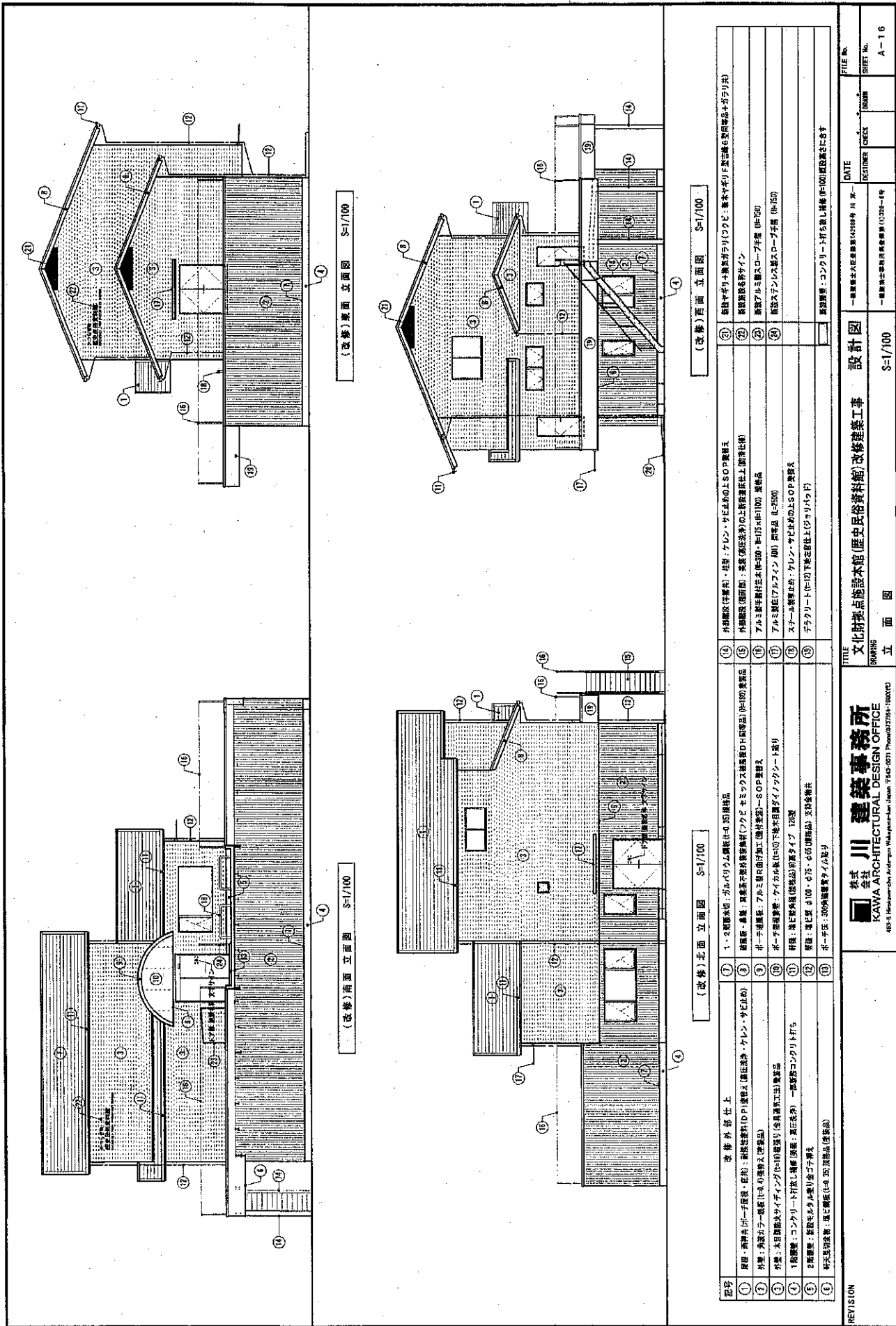


附近見取図 S=1/800

REVISION	 株式会社 川 建築事務所 KAWA ARCHITECTURAL DESIGN OFFICE 425-3 Wakayama-shi Arida-ku Wakayama-shi Japan TEL: 073-971-1000 FAX: 073-974-1000	TITLE 文化財拠点施設本館(歴史民俗資料館)改修建築工事 設計図 附近見取図	DATE 2023.08.01 CHECK DRAWN A-10	FILE No. SHEET No.

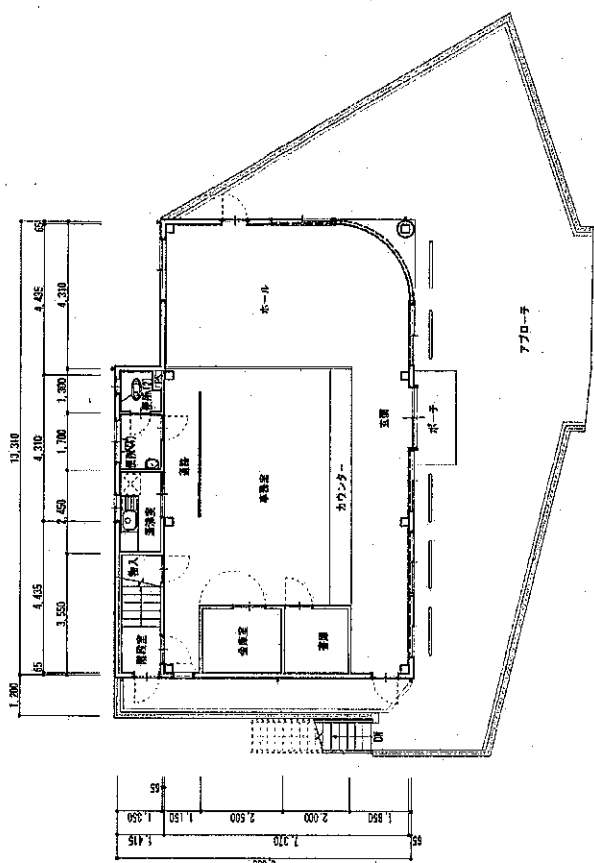
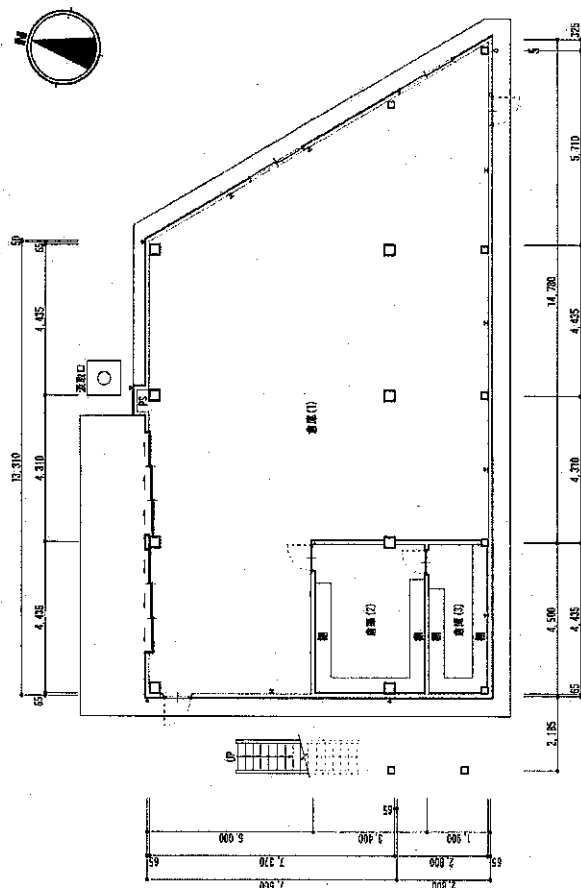
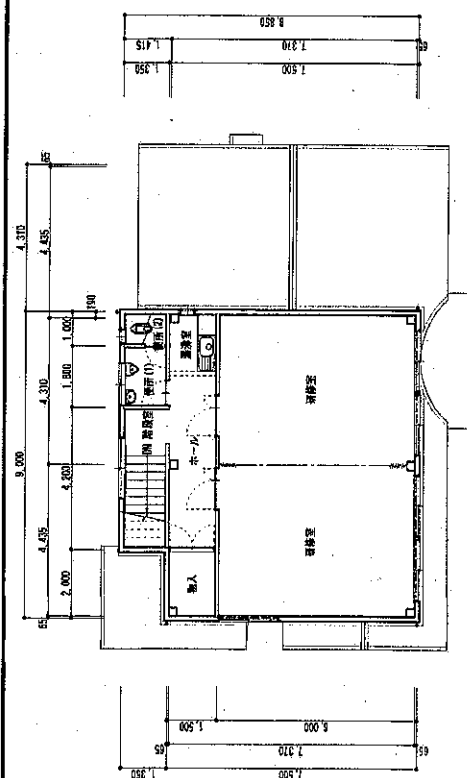
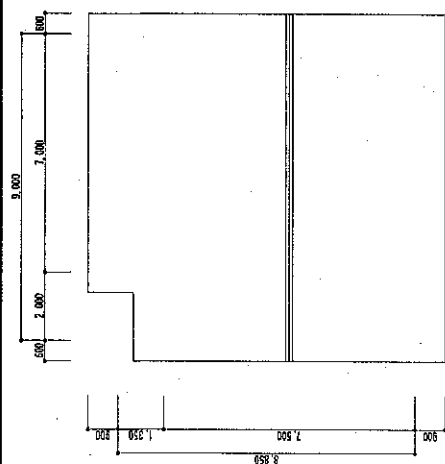


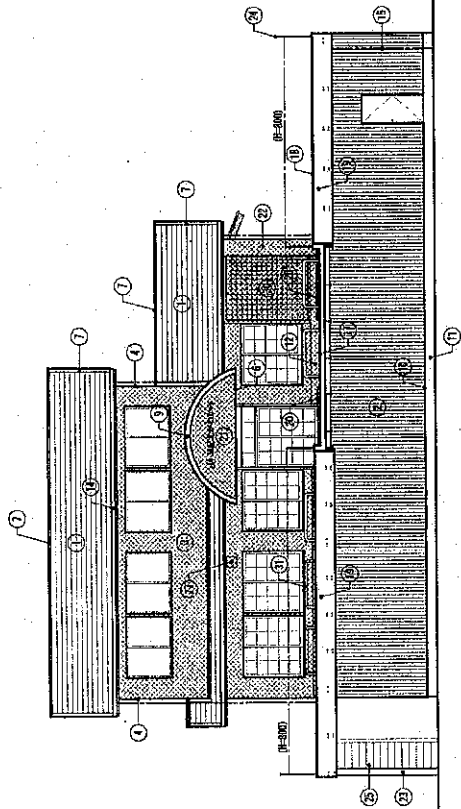
株式会社 川建築事務所 KAWA ARCHITECTURAL DESIGN OFFICE 492-8 Midanawa-cho Aida-park Wakayama-shi Japan 〒641-0071 Phone023756-1800(FX)	設計図 文化財拠点施設本館(歴史民俗資料館)改修建築工事		DATE 建築士大空舎建築(1439号) 川 一	FILE No. 1
	平 面 図 ・ 屋 根 伏 図 S-1/100	DESIGNER 建築士大空舎建築(1439号) 川 一	CHECK 建築士大空舎建築(1439号) 川 一	SHEET No. A-15



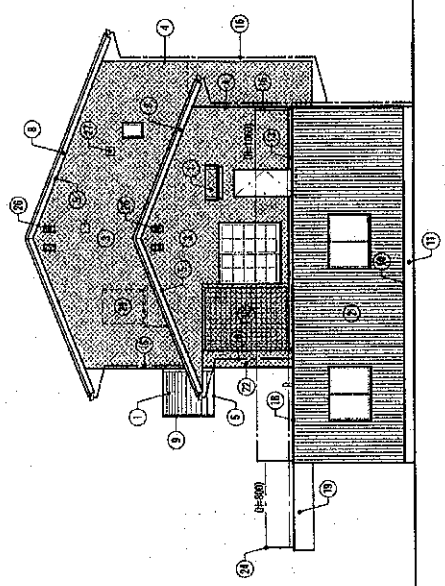
記号	改修後	外装	仕上						
①	屋根	葺き替え（生漆）	一皮張り	耐水樹脂（OP）塗布（生漆）	ケレン・サビ止め	⑦	1・2階部分：ガラス張り（樹脂製）（50%）樹脂製品	⑭	外装塗装（生漆）：ケレン・サビ止めの上SOP塗装
②	外壁	漆喰（生漆）	一皮張り	耐水樹脂（OP）塗布（生漆）	ケレン・サビ止め	⑧	1階部分：ガラス張り（樹脂製）（50%）樹脂製品	⑮	外装塗装（生漆）：ケレン・サビ止めの上SOP塗装
③	外壁	漆喰（生漆）	一皮張り	耐水樹脂（OP）塗布（生漆）	ケレン・サビ止め	⑨	1階部分：ガラス張り（樹脂製）（50%）樹脂製品	⑯	アルミサッシ（樹脂製）：樹脂（生漆）の上SOP塗装（100%）樹脂製品
④	外壁	漆喰（生漆）	一皮張り	耐水樹脂（OP）塗布（生漆）	ケレン・サビ止め	⑩	1階部分：ガラス張り（樹脂製）（50%）樹脂製品	⑰	アルミサッシ（樹脂製）：樹脂（生漆）の上SOP塗装（100%）樹脂製品
⑤	1階部分	コンクリート（生漆）	一皮張り	耐水樹脂（OP）塗布（生漆）	ケレン・サビ止め	⑪	1階部分：ガラス張り（樹脂製）（50%）樹脂製品	⑱	アルミサッシ（樹脂製）：樹脂（生漆）の上SOP塗装（100%）樹脂製品
⑥	2階部分	コンクリート（生漆）	一皮張り	耐水樹脂（OP）塗布（生漆）	ケレン・サビ止め	⑫	2階部分：コンクリート（生漆）	⑲	アルミサッシ（樹脂製）：樹脂（生漆）の上SOP塗装（100%）樹脂製品
⑦	軒天	漆喰（生漆）	一皮張り	耐水樹脂（OP）塗布（生漆）	ケレン・サビ止め	⑬	軒天：漆喰（生漆）		デラタリート（生漆）下塗り（生漆）
⑧	軒天	漆喰（生漆）	一皮張り	耐水樹脂（OP）塗布（生漆）	ケレン・サビ止め	⑭	軒天：漆喰（生漆）		

設計図 文化財施設本館（歴史民俗資料館）改修建築工事 KAWA ARCHITECTURAL DESIGN OFFICE 465-11 Hoshinokawa-cho, Akiyama-ku, Wakayama-shi, Japan. TEL: 073-275-1800 FAX: 073-275-1801		DATE 2008年 月 日 DESIGNER CHECK DRAWN FILE No. A-16
--	--	---

[illegible]



※ 建具撤去部分は建具参照
(既設) 背面 立面図 S-1/100



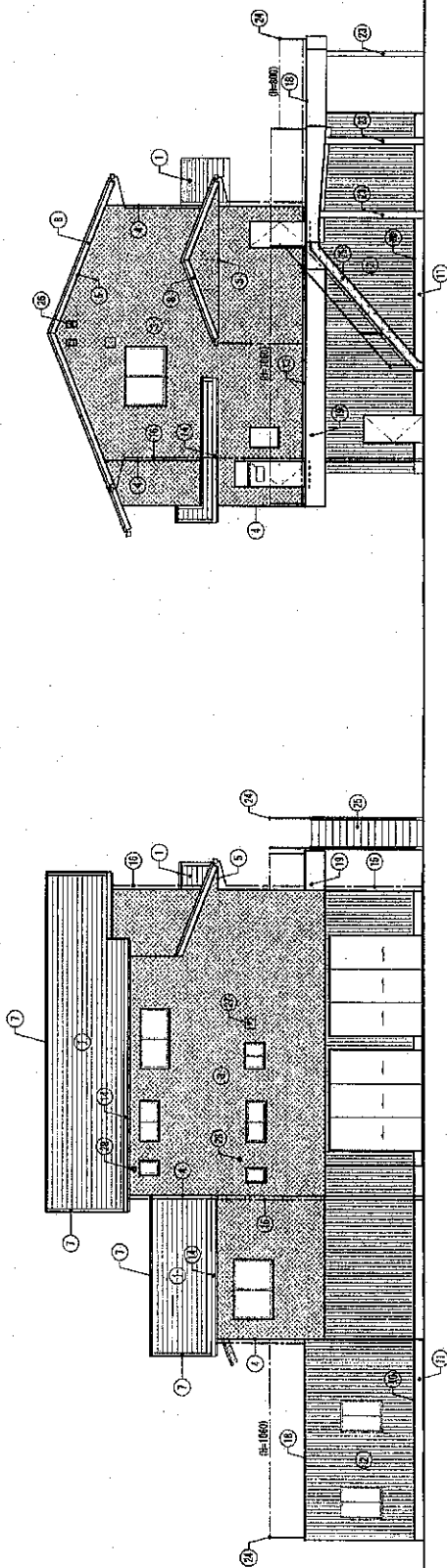
※ 建具撤去部分は建具参照
(既設) 側面 立面図 S-1/100

外部仕上表		内部仕上表	
記号	部位	部位	部位
①	屋根(片流れ屋根・庇付) 瓦葺き(4寸勾配)	①	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード
②	外壁(片流れ屋根・庇付) 瓦葺き(4寸勾配)	②	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード
③	外壁(片流れ屋根・庇付) 瓦葷き(4寸勾配)	③	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード
④	2・3階外壁(片流れ屋根・庇付) 瓦葷き(4寸勾配)	④	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード
⑤	2・3階外壁(片流れ屋根・庇付) 瓦葷き(4寸勾配)	⑤	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード
⑥	2・3階外壁(片流れ屋根・庇付) 瓦葷き(4寸勾配)	⑥	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード
⑦	2・3階外壁(片流れ屋根・庇付) 瓦葷き(4寸勾配)	⑦	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード
⑧	2・3階外壁(片流れ屋根・庇付) 瓦葷き(4寸勾配)	⑧	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード
⑨	2・3階外壁(片流れ屋根・庇付) 瓦葷き(4寸勾配)	⑨	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード
⑩	2・3階外壁(片流れ屋根・庇付) 瓦葷き(4寸勾配)	⑩	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード
⑪	2・3階外壁(片流れ屋根・庇付) 瓦葷き(4寸勾配)	⑪	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード
⑫	2・3階外壁(片流れ屋根・庇付) 瓦葷き(4寸勾配)	⑫	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード
⑬	2・3階外壁(片流れ屋根・庇付) 瓦葷き(4寸勾配)	⑬	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード
⑭	2・3階外壁(片流れ屋根・庇付) 瓦葷き(4寸勾配)	⑭	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード
⑮	2・3階外壁(片流れ屋根・庇付) 瓦葷き(4寸勾配)	⑮	アブローチ(モルタル塗り金ゴ子骨) 下地: 石膏ボード

株式会社 川 建築事務所
 KAWA ARCHITECTURAL DESIGN OFFICE
 493-8 Kikakari-cho, Ando-gun, Wakayama-shi, Japan. TEL: 073-971-1800 FAX: 073-971-1801

文化財拠点施設本館(歴史民俗資料館)改修建築工事
 (既設・撤去) 立面図 (1) S-1/100

DATE: 2009年 10月 21日
 CHECK: 川 建築事務所
 FILE No. A-4.2



※ 建築設計事務所 建築設計事務所

※ 建築費概算は、分相給付金に照準し、既設（西面）立面区 S1/

外 船 仕 上 概				
船名	既 設 仕 上	構 造 内 容	既 設 仕 上	構 造 内 容
①	船体(ボート)型鋼(底材)に鋼板(10mm厚)を(4ヶ所)貼る	現状のまま一発張	①	アプローチ部: モルタル型(金子)を(下地: ガンネン)
②	外壁: 角鋼(4ヶ所)に鋼板(10mm厚)を(4ヶ所)貼る	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳 㽴 㽵 㽶 㽷 㽸 㽹 㽺 㽻 㽼 㽽 㽾 㽿 㿀 㿁 㿂 㿃 㿄 㿅 㿆 㿇 㿈 㿉 㿊 㿋 㿌 㿍 㿎 㿏 㿐 㿑 㿒 㿓 㿔 㿕 㿖 㿗 㿘 㿙 㿚 㿛 㿜 㿝 㿞 㿟 㿠 㿡 㿢 㿣 㿤 㿥 㿦 㿧 㿨 㿩 㿪 㿫 㿬 㿭 㿮 㿯 㿰 㿱 㿲 㿳 㿴 㿵 㿶 㿷 㿸 㿹		

[illegible]

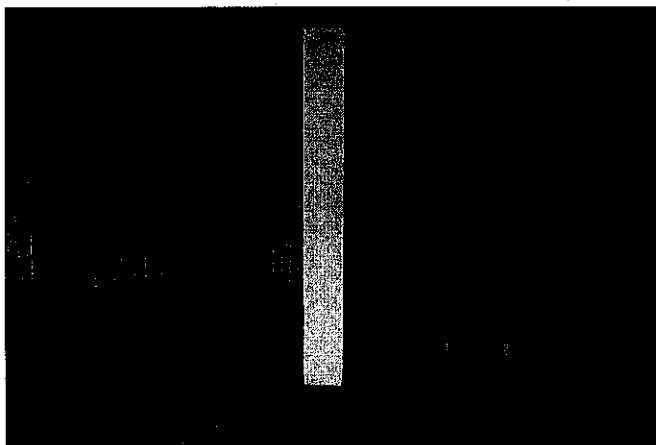
写真



旧 JA 天野グリーン店外観

2階・3階

※2階が県道志賀三谷線
に接道している。



旧 JA 天野グリーン店1階



旧 JA 天野グリーン店2階

議案参考資料

(令和6年第1回定例会9月会議)

担当課(室)係

企画公室 建築契約係

1. 議案名

議案第74号 物品売買契約の締結について

2. 背景・経過

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格10,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとするとされており、議決を求めるものです。

3. 趣旨・目的

契約の締結は、予算の執行に関する事項であるので長の権限に属しますが、特に重要な契約の締結については、長のみに委ねず議会もその決定に参加するものとされています。

その趣旨は、住民の利害に与える影響が特に大きい契約について、一般の契約が受ける法的規制の上にさらに制約を加え、また住民の意思を反映させようとするものです。

消防ポンプ自動車の契約締結にあたり、契約の内容、方法、金額、相手先等が妥当であるかについて、議会の議決を求めるものです。

4. 概要

第6分団機動隊の消防ポンプ自動車を購入します。

業者の選定にあたっては、本町へ入札参加資格申請書を提出し、入札参加指名業者に登録された業者の内、消防ポンプ自動車の取扱いがある近畿圏内の業者6社を選定し、指名競争入札を行いました。

購入台数

・消防ポンプ自動車 1台

契約金額 23,045,000円(税込額)

令和6年9月 議会議決、物品発注

令和7年3月 納品完了

指名競争入札 指名業者名

1. 事業年度 令和6年度
2. 購入物品名 消防ポンプ自動車
3. 契約金額 23,045,000円(税込額)

業 者 名	代表者	住 所	入札金額 (税込額)
(有)和歌山防火協会	山本 幹哉	和歌山市蔵小路16番地	23,045,000円
小川ポンプ工業(株) 和歌山出張所	小河 元	和歌山市山吹丁9	25,300,000円
(有)那賀防災	丸山 慶治	岩出市金池377番地の2	23,298,000円
(株)赤尾大阪営業部	中川 伸二	大阪市西区新町四丁目13番1号	25,135,000円
日本機械工業(株)大阪営業所	酒井 秀樹	大阪府中央区北久宝寺町 2丁目2番13号	23,650,000円
長野ポンプ(株)大阪営業所	東野 敏行	大阪府吹田市豊津町1-31 由武ビル5階C号室	25,410,000円

消防ポンプ自動車資料

購入する消防ポンプ自動車は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両法の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合し、緊急自動車として承認が得られるものである。

1. 型 式 CD-1 型

2. シャーシ（消防専用シャーシ）

- | | |
|-------------|--|
| (1) 形 状 | ダブルキャブオーバー型、4 駆
(全高 2,500mm 以下) |
| (2) エンジン | ディーゼルエンジン（最高出力 150ps 以上） |
| (3) ホイールベース | 2,525mm |
| (4) バッテリー | 12V-100AH×2 以上 |
| (5) タイヤ | スタッドレスタイヤ、後輪ダブル 計 6 本
(スペアタイヤ 1 本付) |
| (6) 乗車定員 | 6 名 |
| (7) 座 席 | 団員席（室内）は、6 人掛けとする。 |

3. ポンプ

- | | |
|-----|---|
| 型 式 | 低回転・高出力のインデューサー付き 1 段ボリュート型ポンプ |
| 性 能 | A-2 級以上の合格検定品
0.85Mpa において 2,300L/min 以上
1.40MPa において 1,400L/min 以上 |

4. ポンプ操作盤

- | | |
|-----|--|
| 型 式 | 圧力計、連成計、スロットル、真空ポンプ作動及び停止スイッチ、多目的液晶ディスプレイ及びパネルスイッチが一体となったポンプ操作装置を左右に設けること。 |
|-----|--|

5. 無線機等

無線機等は、既存無線機を積み替えられること

6. 附 属 品

(A) 規格附属品

- | | |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 吸管 (75mm×10m, LF-RS 吸管) | 2 本 |
| (2) 吸口ストレーナ | 2 個 |
| (3) 吸管ストレーナ | 2 個 |
| (4) 吸管塵除け籠 | 2 個 |
| (5) 吸管枕木 | 2 個 |
| (6) 吸管ロープ (10mm×15m クレモナ製) | 2 本 |
| (7) 消火栓金具 (75mm メスネジ×65mm 差込メス) | 1 個 |
| (8) 中継用媒介金具 (65mm ネジメス×65mm 差込メス) | 2 個 |
| (9) 消火栓開閉金具 地上式、地下式 | 各 1 丁 |
| (10) 吸管スパナ | 2 丁 |
| (11) 管鋬 (各 50mm、65mm 径、ベルトは長く肩掛け式とする) | 各 1 本 |
| (12) 可変噴霧ノズル | 2 個 |

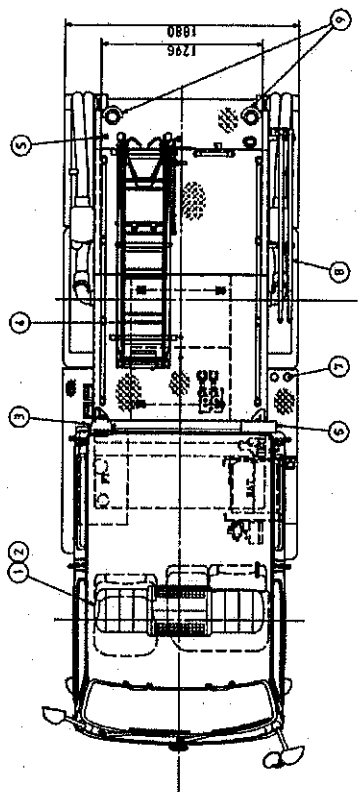
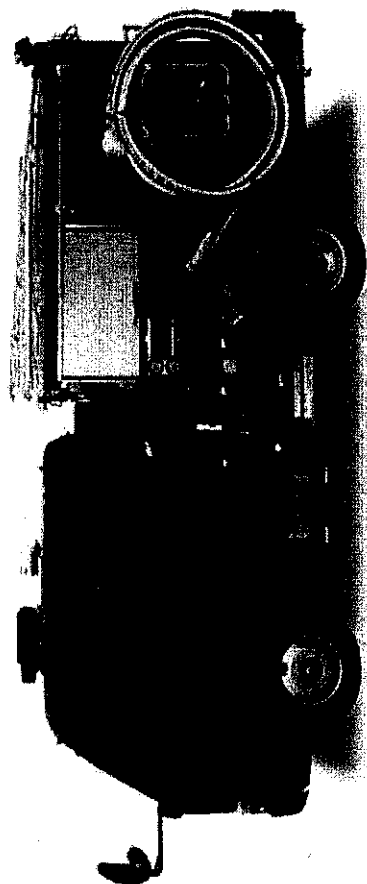
(13) 無反動ノズル 噴霧ノズル付	1 個
(14) 放口媒介金具 (6 5mm ネジメス×6 5mm 差込オス) 内 2 個自由放口	4 個
(15) 分岐管	2 個
(16) とび口	2 本
(17) 金てこ	1 丁
(18) 剣先スコップ	1 丁
(19) はしご (2 つ折り梯子 3. 6m)	1 脚
(20) 車輪止め (ゴム製)	4 個
(21) 消火器 (ABC 粉末 6 kg 入り、自動車用)	1 本
(22) ポンプ工具 (グランドスパナ・冷却水キャップスパナ)	1 式
(23) 消防用ホース (6 5mm×2 0m、使用圧 1. 3MPa)	10 本
(24) 発電機 9 0 0 V A ホンダ EU9 i	1 式
(25) LED 投光器 (三脚・コードリール付)	1 式
(26) スタンドパイプ	1 本
(27) ホースブリッジ	2 組
(28) ホースカー (ブレーキ付)	1 式
(29) 掛矢	1 個
(30) フロアマット	1 式
(31) サイドバイザー (ベージュ)	4 枚
(32) 媒介金具 (65 mm オス×オス、メス×メス)	各 1 個
(33) ディスク・ストレーナ (円盤状浅瀬用吸管口)	1 個

(B) 規格外附属品

(1) 旗立てパイプ取付け (竿・訓練旗含む)	1 式
(2) 団マーク取付け	1 式
(3) 記入文字 (夜光文字)	1 式
(4) スイベルエルボ	2 個
(5) 消火栓ハンドル	1 式
(6) LED 赤色点滅灯取付け (車体前方左右各 1 個)	1 式
(7) LED 赤色点滅灯取付け (車体後方左右各 1 個)	1 式
(8) キャブ内物掛けフック取付け	6 個
(9) ぎ装メインリレー取付け	1 式
(10) バッテリー管理器 (自動充電器) 取付け	1 式
(11) キャブ内手すりに S 字フック	6 個
(12) 左右サイドステップ延長	1 式

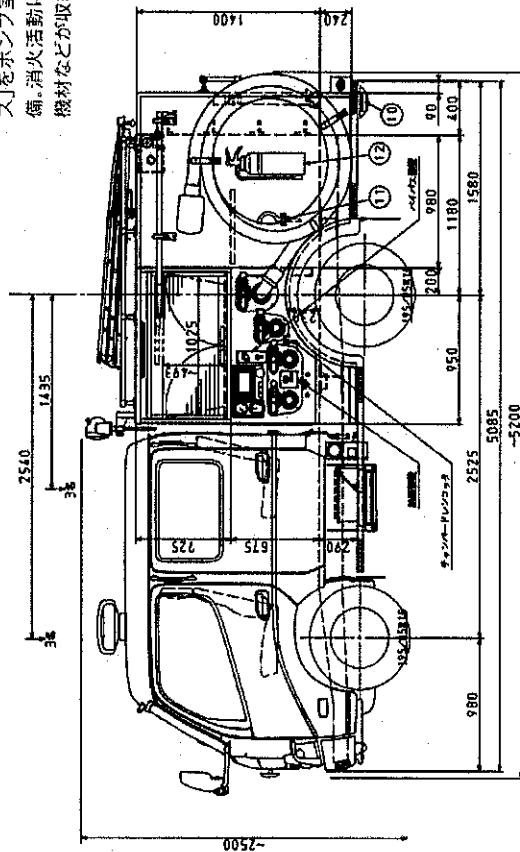
消防ポンプ自動車 CD-1型

車体側部(縮装例)

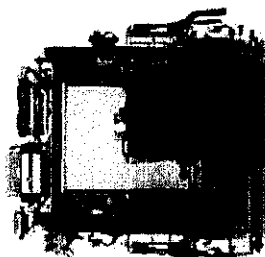
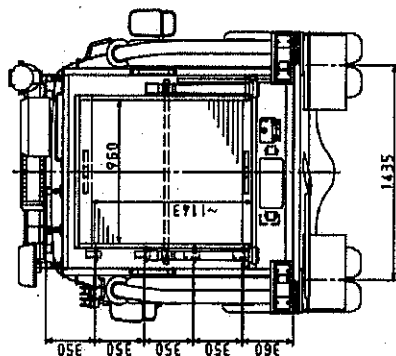


特徴

「アルミシャッター付ボックス」をポンプ室上部左右に装備。消火活動に必要な各種資機材などが収納可能です。

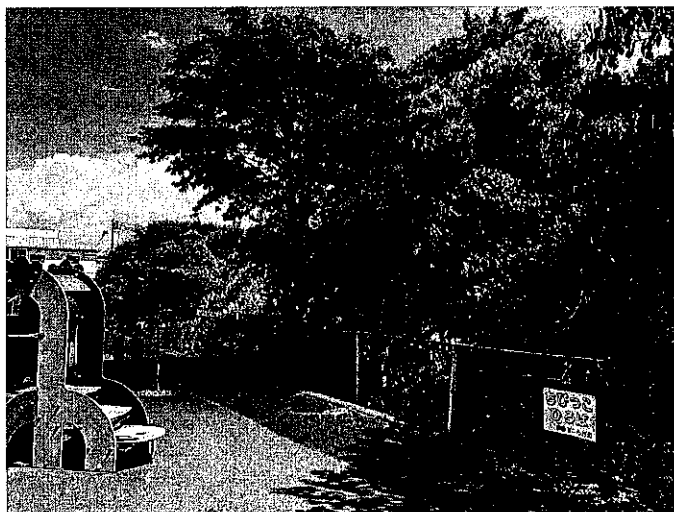


車体後部(縮装例)
加納式格車や箱格車を収納できる
よう縮装することもできます。
(写真は加納式格車を積載)



位置図

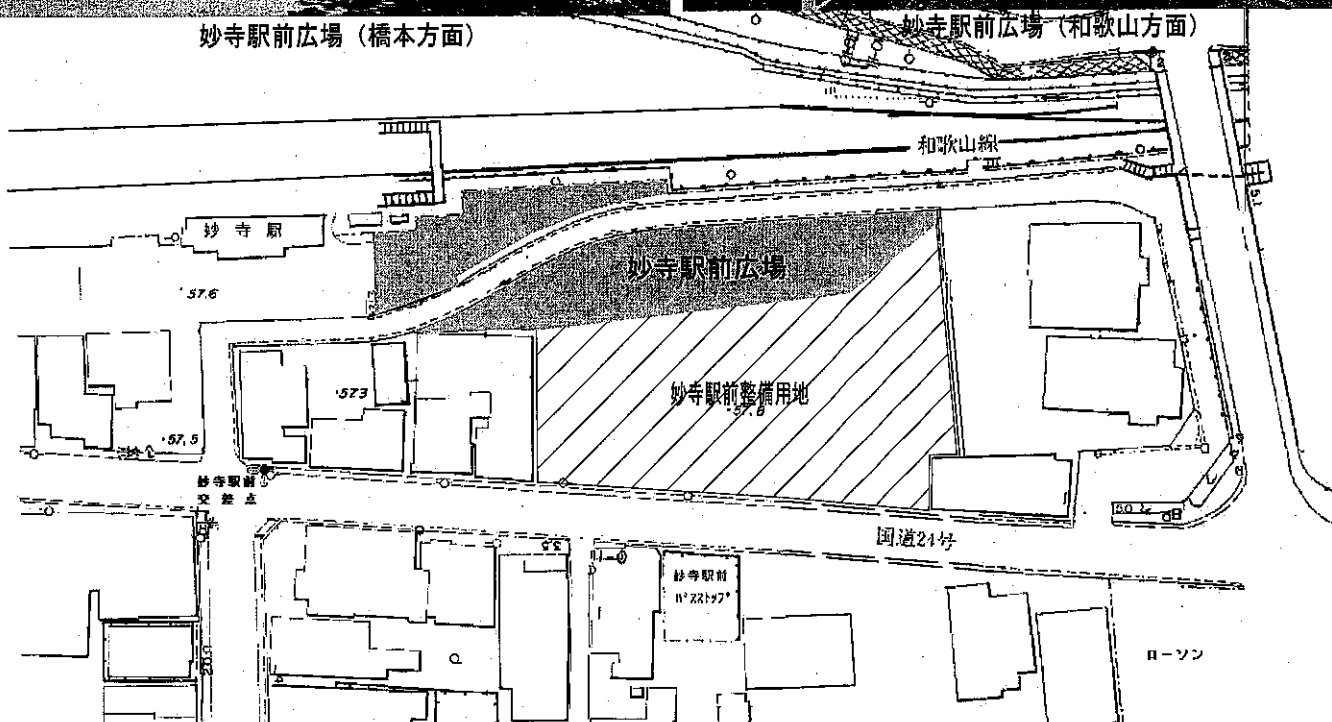
4



妙寺駅前広場（橋本方面）



妙寺駅前広場（和歌山方面）



国道24号（橋本方面）



国道24号（和歌山方面）

